

中医協 総-1-3
28 . 5 . 18

中央社会保険医療協議会 意見陳述資料

消費税引上げに伴う薬価調査について（意見）

平成28年5月18日

一般社団法人日本医薬品卸売業連合会

はじめに

- 先月発生した熊本県を震源とする地震に伴い、医薬品卸も大きな被害にみまわれた。
- 被災した医薬品卸においては、自社の被害の復旧を急ぐ一方、地震発生後直ちに、九州の他地区から人的・物的な応援を受けながら、物流センター等のネットワークや情報通信システムを活用することにより、医薬品の緊急的な配送に対応している。
- 医薬品卸の使命を果たすべく全力を尽くしており、災害発生時においても医療用医薬品の適切な供給に支障は来していない。

消費税引上げに伴う薬価調査の実施について

1. 公定価格である診療報酬と薬価の改定は一体のものであり、平成29年度は診療報酬・薬価改定を行わない年にあたることから、薬価調査は実施すべきではない。
2. 止むを得ず薬価調査を実施する場合には、**消費税増税分を適切に転嫁するために行う臨時・特例的な調査**と位置付けるべきである。
 - * 消費税増税分を適切に転嫁するという調査目的に沿った**できる限り簡易な調査**としていただきたい。
 - * 熊本地震により医薬品卸も被災していることから、調査対象については配慮していただきたい。

3. 薬価の毎年改定については、医療や医薬品流通に重大な悪影響を及ぼしかねないことから、断固反対する。

消費税の引上げに伴い薬価調査を実施するか否かの問題と、2年に1回行われる現行の薬価改定を毎年行うことにするか否かの問題は、切り離して議論すべきである。

消費税を引き上げないことが決定した場合の対応について

1. 今後、平成29年4月から予定されている消費税の引上げを行わないことが決定した場合には、消費税増税分を適切に転嫁する必要がなくなることから、**薬価調査を実施すべきではない。**
2. 薬価調査の実施後に消費税を引き上げないことが決定した場合についても、消費税増税分を適切に転嫁する必要がなくなることから、**調査結果を活用すべきではない。**